

那覇市公報

号外第700号

毎月2回 1, 15日発行

発 行 所

那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市総務部総務課

目 次

◇監 査 委 員 公 表

○平成20年度行政監査の結果に対する措置について（公表） 87

監 査 委 員 公 表

那 監 公 表 第 1 号

平 成 2 1 年 4 月 3 日

那覇市監査委員 宮里 善博

同 洲鎌 忠

同 知念 博

平成20年度行政監査の結果に対する措置について（公表）

平成20年度行政監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、那覇市長及び那覇市教育委員会教育長から通知があったので、別添のとおり公表します。

平成20年度 行政監査の結果に対する措置について

商工振興課（那覇市伝統工芸館）

1 指定管理者に対する指導、監督について
（指摘事項）

那覇市伝統工芸館基本協定書第15条に基づき、指定管理者は会計年度終了後30日以内に事業報告書を提出しなければならないと規定している。しかし、受理した提出書類は対外文書であるにもかかわらず、受付印がない。

また、事業報告書では、事業計画どおり適切に行われたか、事業計画で定められた水準を充足しているか明確でないため、所管部署による現地調査によって履行確認を行う必要があるにもかかわらず、実施していない。

さらに、指定管理者の指定に参考にするために必要な事業評価基準が設定されず、実績等についても口頭で指摘したとのことだが、起案や決裁の手続きがなされていない。

については、指定管理者制度導入に関する指針に基づき、事業評価を行うとともに、指定管理者制度による効果を検証し、事業計画書と事業終了後に提出された事業報告書を精査し、併せて事業計画書・事業報告書の作成基準を示すなど、指定管理者との連携を密にし、必要に応じ適切な指導、監督を行われたい。

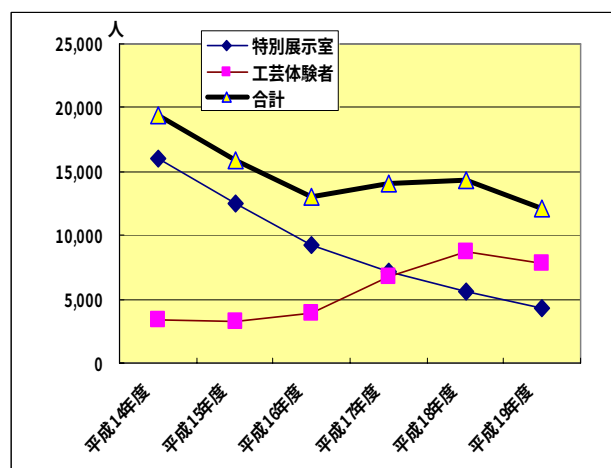
（指摘事項に関する措置）

今後文書の収受手続きは適正に行います。また、指定管理者の事業計画の履行確認については、四半期毎の実績報告の実施、事業評価基準の作成等について指定管理者と十分に協議を行い、指定管理者制度導入に関する指針に沿った事業評価を実施します。

2 入館者の増加対策について
（指摘事項）

伝統工芸館の工房体験者は増加傾向だが、特別展示室入館者数は激減している。

伝統工芸館の設置目的である「本市における伝統工芸産業の振興及び発展を図るとともに、市民文化の向上に資する」ため、入館者数の増加に、なお一層努められたい。



（指摘事項に関する措置）

特別展示室は、所蔵作品が少ないことと作品の保管施設が整備されていないため、展示作品替え等の効果的な運営ができない状況にあり、そのことが入館者減少の大きな要因となっている。

現在企画展等の実施を中心に特別展示室のあり方について、指定管理者と検討

中です。

3 協定書の決裁区分について

（指摘事項）

那覇市伝統工芸館基本協定及び年度協定締結の起案文書は、経済観光部長が決裁している。この決裁は、平成 18 年 3 月 23 日経営企画部経営企画室が通知した「指定管理者の協定書締結等の決裁について」に基づくもので、同通知文書には、「今後、那覇市事務専決規程を改正し指定管理者に関する事務決裁を明確にする予定」としているが、今日まで同規程の改正は行っていない。

また、同規程中、個別専決事項において、那覇市ぶんかテンブス館の指定管理者との協定について、専決者は「副市長」と定めている。

決裁区分が不明確のまま決裁し協定を締結しているので、すみやかに那覇市事務決裁規程を整備し、決裁区分を明確にされたい。

（指摘事項に関する措置）

那覇市事務決裁規程の見直しについては、経営企画室の決定に委ねている。

商工振興課（那覇市ぶんかテンブス館）

1 指定管理者に対する指導、監督について

（指摘事項）

平成 18 年度まで事業計画書・事業報告書とも、指定管理者から任意の様式で市長あて報告書を提出していた。平成 19 年度から事業報告書について任意の様式を改め、従来の「利用状況報告書」「収支決算書」の他、管理運営事業評価・管理業務実施報告書・事業実施報告書の様式を定め、詳細な事業報告を求めるなど指定管理者制度の趣旨に沿った改善が見られる。

また、事業計画書に基づき、運営報告でその実績と効果等の他、業務実施項目を設け自らの事業を点検していることは評価できる。

しかし、提出書類の中には市の受付印が無いもの、また四半期毎の報告書には、提出日の記載がないものや市の受付印が無いものもある。そのため、那覇市ぶんかテンブス館基本協定書（以下「協定書」という。）第 9 条に基づき、期間内に提出されたか定かでない。

については、指定管理者制度導入に関する指針で定めた「指定管理者の監督」に基づき、提出された報告書の受付等を適切に行われたい。

（指摘事項に関する措置）

今後文書の収受手続きは適正に行います。また、事業報告後の指定管理者へ指導、監督についてはよりの確な事業評価基準の作成等なお一層努力します。

2 指定管理期間終了に伴う原状回復を文書で引き継ぐことについて

（指摘事項）

協定書第 27 条により「指定管理期間終了に伴う原状回復」等で破損又は汚損部分を原状に回復すると協定している。しかし当施設では、旧指定管理者の指定

期間中に原状回復を要する改装はなかったこと、引継ぎは、所管課・旧指定管理者・新指定管理者が立会い、施設修繕や破損物品が無いことを確認したが、文書による引継ぎは行っていない。

今後、利用頻度の増加に伴い施設の破損等が生じるものと思われるので、協定締結時及び指定期間の終了に伴う業務引継時にトラブルが生じないように、文書で確認するなど適切に行われたい。

（指摘事項に関する措置）

今後指定期間の終了に伴う業務引継ぎにあたっては、文書による確認及び業務引継書を作成しトラブルが生じないようにします。

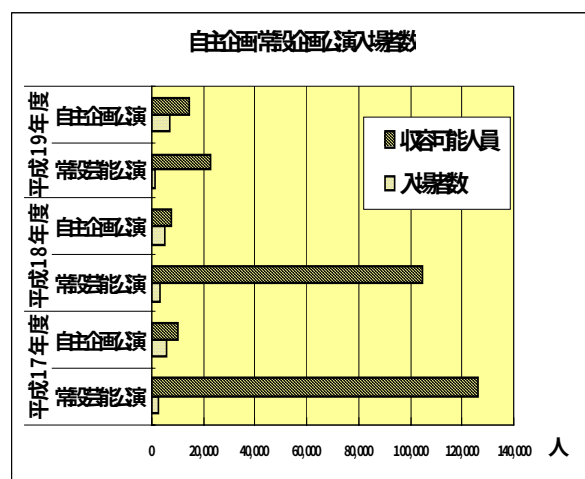
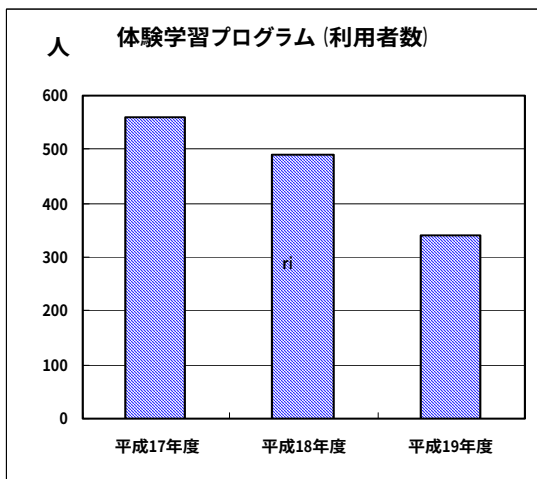
3 利用者満足度の把握等について

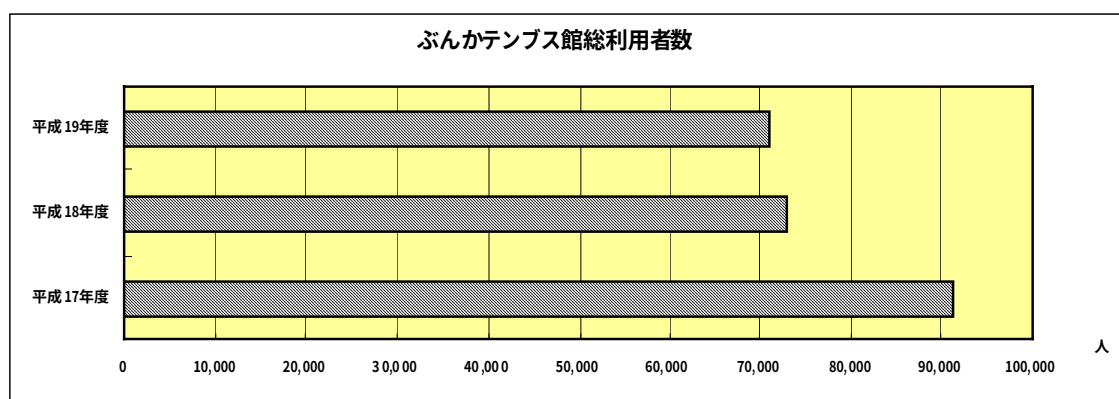
（指摘事項）

指定管理者制度を導入した施設は、適正かつ確実な管理運営を確保するとともに、指定管理者の業務改善及び利用者への、一層のサービス向上に資するため、管理運営状況について評価を毎年度実施し、また、利用者満足度調査による市民サービスの質の向上及び管理運営の効率化等の検証を通じ、指定管理者制度移行による効果、公募による効果、民間事業者導入の効果等についても分析、検証を行う必要がある。しかし当館では、平成19年度に1回、利用者満足度調査を実施したが、分析等は行っていない。

また、ホームページの役割は、発信した情報・新しい情報（予告・予定）を迅速に知らせることで新規利用者の発掘、再利用者の獲得に効果があるといわれているが、平成20年7月前後ころから同年11月初旬まで長期間にわたり更新してなかった。

さらに、下表のとおり体験学習プログラムや自主企画・常設芸能公演などの事業は利用者や入場者などの稼働率が低く、また館利用者数も減少傾向である。このような状況から、那覇市ぶんかテンプス館の設置目的である「沖縄の文化及び芸能の産業化並びに人材の育成を図り、もって市民文化の向上及び地域の活性化に資する」を達成するため、ホームページを定期的に更新するとともに、利用者満足度調査を実施・分析するなど、その結果を運営管理の改善に役立てるよう、年次計画の承認及び事業実施結果の検証を適切に行われたい。





《資料：平成 17～19 年度決算報告書（ぶんかテンプス館利用状況）》

（指摘事項に対する措置）

アンケート調査結果については、より市民サービスの向上に反映できるよう指定管理者と分析方法を検討します。

ホームページについて、指定管理者は YAHOO 等の一般検索用のホームアドレス（tennbus.jp）と、那覇市ホームページ用のホームアドレス（tennbus.com）の両方を使用していたため、那覇市ホームページの更新が遅れることがあった。

現在はホームアドレスを（tennbus.jp）に統一し適宜更新している。

体験学習プログラムや常設芸能公演等の内容は、沖縄でしたいこと、見たいことなど観光客等のニーズを参考にしているが、実際の結果は事前予測とかなり違っている。今後指定管理者の事業計画作成にあたっては、より集客の見込める演目の実施を協議します。

商工振興課（那覇市 I T 創造館）

1 協定書の決裁区分について

（指摘事項）

那覇市 I T 創造館基本協定及び年度協定締結の起案文書は、経済観光部長が決裁している。この決裁は、平成 18 年 3 月 23 日経営企画部経営企画室が通知した「指定管理者の協定書締結等の決裁について」に基づくもので、同通知文書には、「今後、那覇市事務専決規程を改正し指定管理者に関する事務決裁を明確にする予定」としているが、今日まで同規程の改正は行っていない。

また、同規程中、個別専決事項において、那覇市ぶんかテンプス館の指定管理者との協定について、専決者は「副市長」と定めている。

決裁区分が不明確のまま決裁し協定を締結しているので、すみやかに那覇市事務決裁規程を整備し、決裁区分を明確にされたい。

（指摘事項に関する措置）

那覇市事務決裁規程の見直しについては、経営企画室の決定に委ねている。

2 指定管理者に対する指導監督について

（指摘事項）

指定管理者から提出された事業計画書に具体的な実施内容や実施時期の明示が無く、実績報告書の収支決算においては自主事業収入が明示されていないため、指定管理者が行った事業について十分な検証をすることができず、部長による事業評価も実施していない。

指定管理者制度導入に関する指針では、毎年度終了後、部長が管理運営業務に関する事業評価をすることになっていることから、適切な事業計画や実績報告書を提出させ、当該書類や実地調査等により事業評価を実施し、指定管理者制度導入の効果を発揮するよう指導されたい。

（指摘事項に関する措置）

I T 創造館の適切な運営には事業計画書の内容の明確化は必要なことです。今後実施内容について、具体的な記述、実施時期の明示、収支報告の明確化等を指定管理者と十分に協議していきます。

また、事業評価についても、年度終了後の部長による事業評価を実施するとともに、指定管理者より、4 半期ごとの実績報告書の説明を受け、創造館の効率的、効果的な運営について、定期的に協議する場を設けたい。

障害福祉課（那覇市精神障害者地域生活支援センター）

1 指定管理者に対する指導及び監督について

（指摘事項）

那覇市精神障害者地域生活支援センター指定管理者が扱う業務に関する基本協定書第 17 条（事業計画）及び第 19 条（予算見積書）については、毎年度 8 月までに、次年度の事業計画書及び予算見積書を提出することになっているが、平成 18 年度分は平成 18 年 3 月 28 日、平成 19 年度分は平成 19 年 3 月 28 日に提出されている。

同協定書第 22 条（自己評価）の規定によれば、指定管理業務の遂行について、近隣住民及び利用者等の市民に対する調査等により適宜評価し、その結果を那覇市長に報告することになっているが、自己評価は実施されていない。

また、同協定書第 30 条（運営委員会の設置）の規定によれば、指定管理者は、運営委員会を設置し開催することになっているが、運営委員会は、指定管理者制度導入後 1 回も開催されていない。

基本協定及び指定管理者制度導入に関する指針遵守の観点から、指定管理業務の執行管理状況を的確に把握し、制度導入効果の検証・評価等を行い、適切な指示及び監督に留意されたい。

（指摘事項に関する措置）

- ① 基本協定書第 17 条（事業計画）及び第 19 条（予算見積書）については、平成 20 年度から改善し、事業計画書及び予算見積書ともに平成 20 年 8 月に提出されております。

- ② 同協定書第 22 条（自己評価）及び第 30 条（運営委員会の設置）については、指定管理事業者に対し改善指導を行い、指定管理事業者より実施に向けて取り組むとの報告がありました。

2 協定書の決裁区分について

（指摘事項）

那覇市精神障害者地域生活支援センター指定管理者が扱う業務に関する基本協定及び年度協定締結の起案文書は、健康福祉部長が決裁している。この決裁は、平成 18 年 3 月 23 日経営企画部経営企画室が通知した「指定管理者の協定書締結等の決裁について」に基づくもので、同通知文書には、「今後、那覇市事務専決規程を改正し指定管理者に関する事務決裁を明確にする予定」としているが、今日まで同規程の改正は行っていない。

また、同規程中、個別専決事項において、那覇市ぶんかテンプス館の指定管理者との協定について、専決者は「副市長」と定めている。

決裁区分が不明確のまま決裁し協定を締結しているので、すみやかに那覇市事務決裁規程を整備し、決裁区分を明確にされたい。

（指摘事項に対する措置）

那覇市事務決裁規程の見直しについては、経営企画室の決定に委ねている。

障害福祉課（那覇市障害者福祉センター）

1 指定管理者に対する指導及び監督について

（指摘事項）

那覇市障害者福祉センター基本協定書第 10 条（管理口座）及び第 12 条（個人情報保護及び秘密を守る義務）に規定している個人情報保護、専用預貯金口座管理並びに那覇市障害者福祉センター指定管理者事業計画書の管理運営計画に記載されている意見箱の設置及びアンケート調査等について、平成 20 年 10 月 29 日事務局事前調査時点では、主管課は事実関係の把握がされていなかった。（個人情報保護に関する教育等の随時実施、専用預貯金口座管理については、後日確認した。）

那覇市障害者福祉センター指定管理者事業計画書によればアンケート調査を定期的（半年に 1 回）実施することになっているが、平成 18 年度は実施されなく平成 19 年 10 月に 1 回実施され一部事業計画書が実施されていないことが分かった。

平成 18 年 10 月の障害者自立支援法の施行により、年度協定を 263 万 5,000 円増額の変更協定書を締結しているが、その詳細（費用内訳）が不明確であった。基本協定及び指定管理者制度導入に関する指針遵守の観点から、指定管理業務の執行管理状況を的確に把握し、制度導入効果の検証・評価等を行い、適切な指示及び監督に留意されたい。

（指摘事項に対する措置）

アンケート調査については、利用者のサービス向上の取組みとして、利用者の

声を聴く必要があることから、アンケートの実施を指導する。

今年度のアンケート調査については、平成 19 年度のアンケートを基に、実施するとの報告がありました。

また、指定管理業務の執行管理状況につきましては、ご指摘の業務内容、委託料が不明確でありました。

今後は、指定管理業務の内容及びその詳細（費用内訳）を的確に把握、改善し、協定書に反映するとともに、協定に基づく業務の適切な指示及び監督をしていきたい。

2 協定書の決裁区分について

（指摘事項）

平成 19 年度那覇市障害者福祉センター年度協定締結の起案文書は、指定管理料 4,154 万円支払うとの協定内容に、健康福祉部長が決裁している。この決裁は、平成 18 年 3 月 23 日経営企画部経営企画室が通知した「指定管理者の協定書締結等の決裁について」に基づくもので、同通知文書には、「今後、那覇市事務専決規程を改正し指定管理者に関する事務決裁を明確にする予定」としているが、今日まで同規程の改正は行っていない。

また、同規程中、個別専決事項において、那覇市ぶんかテンブス館の指定管理者との協定について、専決者は「副市長」と定めている。

決裁区分が不明確のまま決裁し協定を締結しているので、すみやかに那覇市事務決裁規程を整備し、決裁区分を明確にされたい。

（指摘事項に対する措置）

那覇市事務決裁規程の見直しについては、経営企画室の決定に委ねている。

子育て応援課（那覇市古波蔵児童館）

協定書の決裁区分について

（指摘事項）

那覇市古波蔵児童館基本協定及び年度協定締結の起案文書は、こどもみらい部長が決裁している。この決裁は、平成 18 年 3 月 23 日経営企画部経営企画室が通知した「指定管理者の協定書締結等の決裁について」に基づくもので、同通知文書には、「今後、那覇市事務専決規程を改正し指定管理者に関する事務決裁を明確にする予定」としているが、今日まで同規程の改正は行っていない。

また、同規程中、個別専決事項において、那覇市ぶんかテンブス館の指定管理者との協定について、専決者は「副市長」と定めている。

決裁区分が不明確のまま決裁し協定を締結しているので、すみやかに那覇市事務決裁規程を整備し、決裁区分を明確にされたい。

（指摘事項に対する措置）

那覇市事務決裁規程の見直しについては、経営企画室の決定に委ねている。

子育て応援課（那覇市母子生活支援センターさくら）

1 事業評価について

（指摘事項）

那覇市母子生活支援センターさくらは、平成 18 年度より指定管理者による施設管理を行っているが、所管課はこれまで施設管理運営事業の実績報告は受けているものの、指定管理者制度導入に関する指針に規定している「各部長は、指定管理者制度による効果を検証するため、毎年度の事業評価を行い、必要に応じ附属機関に諮るものとする。」に基づく、事業評価を行っていない。

サービス向上の実現と経費等の縮減をバランスよく実現していくためには、施設の管理状況を継続的に把握し、適切に監督することが重要であり、その前提となる事業の評価は不可欠のものである。

よって、今後は、施設管理の改善につなげる事業の評価を行うよう努力されたい。

（指摘事項に対する措置）

平成 20 年度より事業評価を行うこととしています。

2 協定書の決裁区分について

（指摘事項）

那覇市母子生活支援センターさくら指定管理者基本協定及び年度協定締結の起案文書は、こどもみらい部長が決裁している。この決裁は、平成 18 年 3 月 23 日経営企画部経営企画室が通知した「指定管理者の協定書締結等の決裁について」に基づくもので、同通知文書には、「今後、那覇市事務専決規程を改正し指定管理者に関する事務決裁を明確にする予定」としているが、今日まで同規程の改正は行っていない。

また、同規程中、個別専決事項において、那覇市ぶんかテンプス館の指定管理者との協定について、専決者は「副市長」と定めている。

決裁区分が不明確のまま決裁し協定を締結しているので、すみやかに那覇市事務決裁規程を整備し、決裁区分を明確にされたい。

（指摘事項に対する措置）

那覇市事務決裁規程の見直しについては、経営企画室の決定に委ねている。

こどもみらい課（那覇市安謝保育所）

1 事業評価について

（指摘事項）

指定管理者制度導入に関する指針では、「各部長は、指定管理者制度による効果を検証するため、毎年度の事業評価を行い、必要に応じ附属機関に諮るものとする。」と規定しているが、安謝保育所については、事業評価は実施されていない。今後は、指定管理者制度導入に関する指針を順守し、指定管理者制度による

効果を検証できるしくみづくりに努力されたい。

（指摘事項に対する措置）

指定管理者制度導入に関する指針に基づき、業務報告書、決算書、貸借対照表、資金収支計算書及び資金収支内訳書等の関係書類を提出させ、業務内容を精査及び面談を実施して、毎年度の事業評価を行い、次年度以降の事業に活かしていくように今後対応したい。

2 協定書の決裁区分について

（指摘事項）

那覇市安謝保育所指定管理者基本協定及び年度協定締結の起案文書は、こどもみらい部長が決裁している。この決裁は、平成 18 年 3 月 23 日経営企画部経営企画室が通知した「指定管理者の協定書締結等の決裁について」に基づくもので、同通知文書には、「今後、那覇市事務専決規程を改正し指定管理者に関する事務決裁を明確にする予定」としているが、今日まで同規程の改正は行っていない。

また、同規程中、個別専決事項において、那覇市ぶんかテンプス館の指定管理者との協定について、専決者は「副市長」と定めている。

決裁区分が不明確のまま決裁し協定を締結しているので、すみやかに那覇市事務決裁規程を整備し、決裁区分を明確にされたい。

（指摘事項に対する措置）

那覇市事務決裁規程の見直しについては、経営企画室の決定に委ねている。

公園管理室（那覇市波の上ビーチ広場）

1 協定書の決裁区分について

（指摘事項）

那覇市波の上ビーチ広場の管理運営に関する基本協定及び年度協定締結の起案文書は、建設管理部長が決裁している。この決裁は、平成 18 年 3 月 23 日経営企画部経営企画室が通知した「指定管理者の協定書締結等の決裁について」に基づくもので、同通知文書には、「今後、那覇市事務専決規程を改正し指定管理者に関する事務決裁を明確にする予定」としているが、今日まで同規程の改正は行っていない。

また、同規程中、個別専決事項において、那覇市ぶんかテンプス館の指定管理者との協定について、専決者は「副市長」と定めている。

決裁区分が不明確のまま決裁し協定を締結しているので、すみやかに那覇市事務決裁規程を整備し、決裁区分を明確にされたい。

（指摘事項に対する措置）

那覇市事務決裁規程の見直しについては、経営企画室の決定に委ねている。

2 指定管理者への指導監督について

（指摘事項）

指定管理者制度導入に関する指針では毎年度終了後、指定管理者に管理業務に関する事業報告書を提出させ、部長が事業評価を行うこととなっているが、提出された事業報告書に自主事業に関する記載がなく、部長による事業評価も実施していない。

指定管理者制度による効果を検証するため、事業評価は欠かせないものであることから、事業評価を実施し、その結果により指定管理者を監督及び指導されたい。

（指摘事項に対する措置）

事業報告について、平成 20 年度より自主事業を記載するとともに、部長による事業評価及び必要に応じ、指定管理者の監督・指導を実施していきます。

経営企画室

協定書の決裁区分について（上記 5 課共通指摘事項）

（指摘事項に対する措置）

指摘事項に対する措置：新年度に向けて、組織改正に伴う那覇市事務決裁規程の見直しが必要ですので、それに併せて、指摘事項について、那覇市事務決裁規程を整備し、決裁区分を明確にする予定です。

総合青少年課（那覇市立森の家みんな）

1 災害などの緊急事態対策の構築について

（指摘事項）

利用者に対する災害などの緊急事態等への対応については、指定管理者導入以前の管理業務委託契約書では明定されているものの、指定管理者基本協定書等においては欠落している。施設が自然体験活動や環境教育の拠点となっていることから、不特定多数の青少年が利用している。事業実施に伴うケガ等については、一般の保険により、保障されているものの、自然災害や外部からの危険性に対する緊急時の対応体制が構築されていない。災害などの緊急時は、正確で迅速に対処する必要があり、施設を快適かつ安心・安全に利用できるよう緊急時マニュアル等を作成して、関連機関等との連携を図るなど、早急に対策を講じられたい。

（指摘事項に対する措置）

緊急事態等への対応について基本協定書等に規定するとともに、対応マニュアルについては、指定管理者と綿密な調整を図りながら早急に整備していきます。

2 利用者の増加対策及び広報活動について

（指摘事項）

施設利用者は、平成 17 年度 9,456 人、平成 18 年度 8,517 人、平成 19 年度 6,568 人と平成 18 年度の指定管理者制度導入後、減少傾向となっている。利用者の増

加対策として、学校関係者への広報や親子の触れ合い事業の導入などを今後検討していきたいとのことであるが、施設が末吉公園内に立地していることから、公園事業と関連させた事業活動の展開を考慮することも、利用者の増加に資することから、公園管理者との綿密な連携等も図られたい。

施設の市民等への周知については、これまで主に、指定管理者及び総合青少年課のホームページ上での広報を行っている。市民に積極的な利用を促進させるためには、利用者満足度調査、分析等を行うとともに、市民等の利用を喚起させるような広報の周知について図られたい。

（指摘事項に対する措置）

指定管理者に対して、公園管理者等との連携や住民との協働による環境浄化等活動なども視野に入れた事業展開を実施できるよう指導します。

利用者増加対策は、市民の友等の広報手段を最大限に活用するとともに、利用者満足度調査の実施及び分析等を行い、県関係機関（教育委員会生涯学習振興課、文化環境部自然保護課、地域環境センター）や市内小中学校（プログラム内容によっては県内小中学校）に事業内容等を積極的に広報して、利用者増加に努めます。

3 指定管理者への指導、監督について

（指摘事項）

基本協定書第 11 条では「指定管理者は、当該年度終了後甲の定めた期日までに実績報告書を提出しなければならない。」と規定しており、指定管理者業務仕様書では、「会計年度終了後、指定管理者は速やかに実績報告書を提出するものとする。」となっている。指定管理者から提出された実績報告書の取扱について、平成 17 年度及び平成 18 年度の実績報告書には収受印の押印がないので、教育委員会文書取扱規程を遵守されたい。

また、指定管理者制度導入に関する指針は、「各部長は、指定管理者制度による効果を検証するため、毎年度の事業評価を行い、必要に応じ附属機関に諮るものとする。」と規定しており、施設の管理、住民利用の状況等を把握するための実績報告書の事業評価等も行われていないので、指針に基き毎年度の事業評価等を実施し、施設の管理・運営に反映されたい。

（指摘事項に対する措置）

今後、指定管理者との文書の収受は教育委員会文書取扱規程を遵守し適正に実施します。実績報告書については、毎年度の事業評価等を実施し、評価の結果に応じて、指針に基づいた適切な指導等を行っていきます。